

公益財団法人倉敷市スポーツ振興協会
女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（一体型）

女性が活躍でき、職員が仕事と生活を両立させることができるよう、働きやすい環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日まで

2 目 標

(1) 令和6年度と比較し、年間の総所定外労働時間数を5%削減する。(次・女)

＜対策＞

- 令和7年 4月～ R6年度の所定外労働時間の発生状況を確認・把握
- 令和7年 5月～ 各所属に所定外労働時間の削減を周知
- 令和7年12月末 各所属に所定外労働時間の確認

※達成困難の要因となっている所属において、問題点を洗い出し、
対策を検討

- 令和8年 4月 R7年度の所定外労働時間の発生状況を確認・把握
- ※検討した対策を実施。

※以降、PDCAサイクルにて計画期間終了まで実施

(2) 男性の育児休業取得率を100%とする。(次)

＜対策＞

- 令和7年 4月 現時点での対象者を確認・把握（対象者なし）
- 令和7年 5月～ 対象者があった場合は、育児休業等を有効に活用できるよう
制度の説明を行う。

令和7年4月1日策定

女性の活躍に関する情報公開

【労働者に占める女性の割合（令和 7 年度 4 月 1 日時点）】

正規職員（3/7）	42.9%
嘱託職員（19/46）	41.3%
臨時職員（22/60）	36.7%